

春日井市青年の家の登録団体の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市青年の家条例（平成6年春日井市条例第9号。）第6条第2項の適用を受けようとする音楽、芸能その他の事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体として認定するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、音楽、芸能その他の事業及び活動とは、音楽及び芸能等の文化その他の生涯学習（芸術、教育、体育（軽運動に限る。）等をいう。）並びに青少年の健全育成に係る事業及び活動をいう。

2 この要綱において、「登録団体」とは、次の各号のいずれにも該当する団体であって、教育委員会に登録したものをいう。

- (1) 音楽、芸能その他の事業及び活動を主たる目的とする団体であること。
- (2) 5人以上で構成する団体で、その構成員のうち3分の2以上の者が市内に住所を有する者又は勤務している者であること。
- (3) 春日井市青年の家（以下「青年の家」という。）で連続して3月の期間内において月1回以上の活動実績（以下「該当実績」という。）を有すること。ただし、やむを得ない事由により青年の家が利用できない場合において、青年の家以外の施設（民間施設を含む。）での月1回以上の活動実績が連続する4月の期間内に3回ある場合は、該当実績があるものとみなす。
- (4) 施設使用にあたっては団体の構成員の10分の6以上の出席があること。

(登録手続)

第3条 登録団体として登録しようとする団体は、青年の家利用団体登録申請書（第1号様式）に、次の必要書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、登録期間の満了後引き続き翌年度に登録しようとする団体については、第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 会員名簿（第2号様式）
- (2) 規約
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 事業計画書（第4号様式）

(5) 前条第1項第3号ただし書の実績を証明する書類

(6) その他必要な書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し適当と認めるときは、青年の家利用団体登録証（第5号様式。以下「登録証」という。）を、登録しようとする年度の前年度の9月15日までに申請があった団体については同月末日までに、登録しようとする年度の途中で申請があった団体については申請の日から15日以内に、交付するものとする。

3 前項の登録の有効期間は、1年とする。ただし、年度途中で登録した場合は、当該年度の3月31日までとする。

（登録の変更）

第4条 登録団体は、その登録内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に青年の家利用登録団体変更届（第6号様式）を提出しなければならない。

（登録の取消し）

第5条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことがある。

(1) 虚偽の申請により登録したとき。

(2) 1団体につき複数の登録があるとき。

(3) 構成員が同一分野の活動団体に二重の登録をしたとき。

(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

（利用の手続）

第6条 登録団体が青年の家を利用しようとするときは、青年の家利用許可申請書の提出に合わせ、登録証を提示しなければならない。

2 前項の規定により青年の家を利用した登録団体は、当該利用の日の出席者の総数及び出席した登録団体の構成員の数を教育委員会に報告しなければならない。

（使用料の減額）

第7条 市長は、登録団体が青年の家を利用するに当たり、午前、午後又は夜間の使用単位で利用するときは、使用料の2分の1を減額することができる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか青年の家の登録団体について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市青年の家登録団体に関する要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後の登録団体から適用し、同日前の登録団体については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条及び第 7 条の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の登録による利用に係る登録及び使用料から適用し、同日前の登録団体による利用に係る登録及び使用料については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市青年の家登録団体に関する要綱の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の登録団体から適用し、同日前の登録団体については、なお従前の例による。